

「介護保険料 還付のお知らせ」表記誤りについて

1 概要

介護保険では、退職等による収入の変化や転出・死亡により生じた納め過ぎとなった保険料について、2か月毎に「介護保険料還付のお知らせ」（参考資料1）とともに「介護保険料還付請求書兼口座振込依頼書」（参考資料2）を対象者に送付している。

このたび、「介護保険料還付請求書兼口座振込依頼書」（参考資料2）に掲載されている「過誤納発生事由」を、「過誤納」もしくは「転出」と表記しなければならないところを、誤って「死亡」と表記した状態で発送した。

2 原因

「介護保険料還付請求書兼口座振込依頼書」（参考資料2）を作成（一括印刷）する際、「過誤納発生事由」を還付対象者毎の理由により、その都度、上書き（印刷）しなければならないものを、誤って「死亡」に固定した状態で作成した。

3 経緯

- ・令和5年9月28日 還付対象者抽出。
- ・令和5年10月3日 「介護保険料還付のお知らせ」、「介護保険料還付請求書兼口座振込依頼書」のデータを作成、書類印刷。
- ・令和5年10月10日 発送（全 1,351件）。
- ・令和5年10月12日 問い合わせにより、「介護保険料還付請求書兼口座振込依頼書」の「過誤納発生事由」表記誤りが判明。

4 表記誤り件数

「過誤納」もしくは「転出」による還付対象者 794件

5 対応

- （1）対象となる方に、「介護保険料還付のお知らせの誤りについて（お詫び）」（参考資料3）とともに、正しい過誤納発生事由を表記した「介護保険料還付請求書兼口座振込依頼書」（参考資料2）を送付（令和5年10月13日発送）。
- （2）大量の書類を印刷し、送付する際の対策として、関係書類の様式見直しや合理化を図ることにより、当該表記誤り等の未然防止に努める。
- （3）書類印刷時、内容について事由毎に抽出して確認作業を実施。